

4章 医療費の助成等

(1) 重度障がい者医療費の助成 ⑤ ④ ③ ②

内容	<p>重度の障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。</p> <p>なお、他の公費負担医療(更生医療・特定医療費（指定難病）等)の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。</p> <p>【所得制限】前年の所得が462万1千円以下（単身の場合）</p> <p>【一部自己負担額】</p> <p>一つの医療機関等あたり入院・入院外各500円以内／日</p> <p>※複数の医療機関等を受診した場合で一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり3,000円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。</p> <p>【申請手続】</p> <p>重度障がい者医療費の助成を受けるには、居住地の市町村重度障がい者医療担当課で、重度障がい者医療証の交付手続が必要です。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障がい者手帳1、2級所持者 ○ 知的障がいの程度が重度と判定された人 ○ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ○ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 ○ 身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人
窓口	居住地の市町村重度障がい者医療担当課

(2) 歯科診療 ⑤ ④

内容	<p>歯科診療所では対応の困難な障がい者の歯科診療を行う施設として、大阪急性期・総合医療センター、（一社）大阪府歯科医師会附属歯科診療所障がい者診療など26か所の障がい者歯科診療を実施する医療機関があります。</p>
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）各医療機関（資料編35ページ）

(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給 ⑤

内容	<p>更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。</p> <p>更生医療受給者証の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または町村自立支援医療（更生医療）担当課で、自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。</p> <p>なお、更生医療申請の際は、指定更生医療機関の意見書が必要です。</p>
対象者	18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人
窓口	居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（更生医療）担当課

(4) 自立支援医療費（育成医療）の支給 ⑤

内容	<p>育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。</p> <p>育成医療費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（育成医療）担当課で自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。なお、育成医療申請の際は、指定育成医療機関の意見書が必要です。</p>
対象者	身体障がい児（18歳未満）
窓口	居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（育成医療）担当課

(5) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給 ⑥

内容	<p>精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になることがあります。</p> <p>自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けるには、居住地の市町村精神保健福祉担当課で、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。</p> <p>なお、精神通院医療申請の際は、指定精神通院医療機関の診断書が必要です。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/jiritsu/index.html</p>
対象者	通院により精神疾患の治療を受けている方
窓口	居住地の市町村精神保健福祉担当課 (東大阪市は保健センター(資料編24ページ))

(6) 特定医療費（指定難病）の助成 ㊦

内容	平成27年1月1日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（令和元年7月から333疾病）に対して医療費の助成を行っています。 対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「難病に係る医療費助成制度（難病法に基づく制度）」に掲載されています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryouchiyose/index.html
窓口	居住地を管轄する保健所または保健センター（資料編22ページ）

(7) 特定疾患医療費の助成 ㊦

内容	難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（平成27年7月1日現在、4疾患）に対して医療費の助成を行っています。 対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「特定疾患医療費助成」に掲載されています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しく医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。
窓口	居住地を管轄する保健所または保健センター（資料編22ページ）

(8) 小児慢性特定疾病医療の助成 ㊦

内容	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費を、公費によって助成する制度があります。 対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は下記HPの「小児慢性特定疾病医療費助成制度 利用の手引き」に掲載されています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokai sei.html
窓口	居住地を管轄する保健所または保健センター（資料編22ページ）